

広島一電力 S プラン

中国電力エリア【低圧】

令和 2 年 10 月 1 日実施

株式会社サイサン

広島一電力 S プラン

目次

1	適用範囲	1
2	供給契約条件の変更	1
3	供給電気方式、供給電圧および周波数	2
4	最大需要容量	2
5	料金	3
6	使用電力量の計量	3
7	その他	3
附則		4

供給契約条件

1 適用範囲

- (1) この供給契約条件は、一般送配電事業者の供給区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部をいいます。ただし、離島を除きます。）内の需要場所において、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ニ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

- (2) この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、(1)にかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

2 供給契約条件の変更

- (1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。
- (2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。
- (3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。

- (4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

4 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

5 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)イに準ずるものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	371 円 25 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 75 銭

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、供給地点で30分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合は、直前の検針日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

7 その他

- (1) 当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
- (2) この供給契約条件に定めのない事項については、供給約款によるものといたします。

附則

1 実施期日

この供給契約条件は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 この供給契約条件の実施にともなう切替措置

令和2年9月30日以前から供給契約が継続し、令和2年10月1日から令和2年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における最低料金および電力量料金の料金は、5（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	371 円 70 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 78 銭